

令和元年 9 月 9 日
自転車活用推進本部

ナショナルサイクルルート制度を創設！

～日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートを国内外へ PR します～

自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、自転車活用推進本部において、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。

また、第 1 次ナショナルサイクルルート候補ルートとして、3 ルートを選定しました。

1. ナショナルサイクルルート制度について

本日、持ち回りにて第 4 回自転車活用推進本部会合を開催し、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。

ナショナルサイクルルートの指定要件は、「①ルート設定」、「②走行環境」、「③受入環境」、「④情報発信」、「⑤取組体制」の 5 つの観点から設定しています。

2. 第 1 次ナショナルサイクルルート候補ルートについて

下記の 3 ルートを第 1 次候補ルートに選定し、今後設置する第三者委員会において、ナショナルサイクルルートへの指定に向けた審査を行う予定です。

- (1) つくば霞ヶ浦りんりんロード（茨城県）
- (2) ビワイチ（滋賀県）
- (3) しまなみ海道サイクリングロード（広島県、愛媛県）

なお、自転車活用推進計画に位置付けられた「太平洋岸自転車道」については、協議会を設立して更なる取組を進め、速やかな指定を図るものとします。

問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、中尾
電 話 03-5253-8111（内線 38103、38225）
03-5253-8497（直通）
F A X 03-5253-1622



自転車活用推進本部